

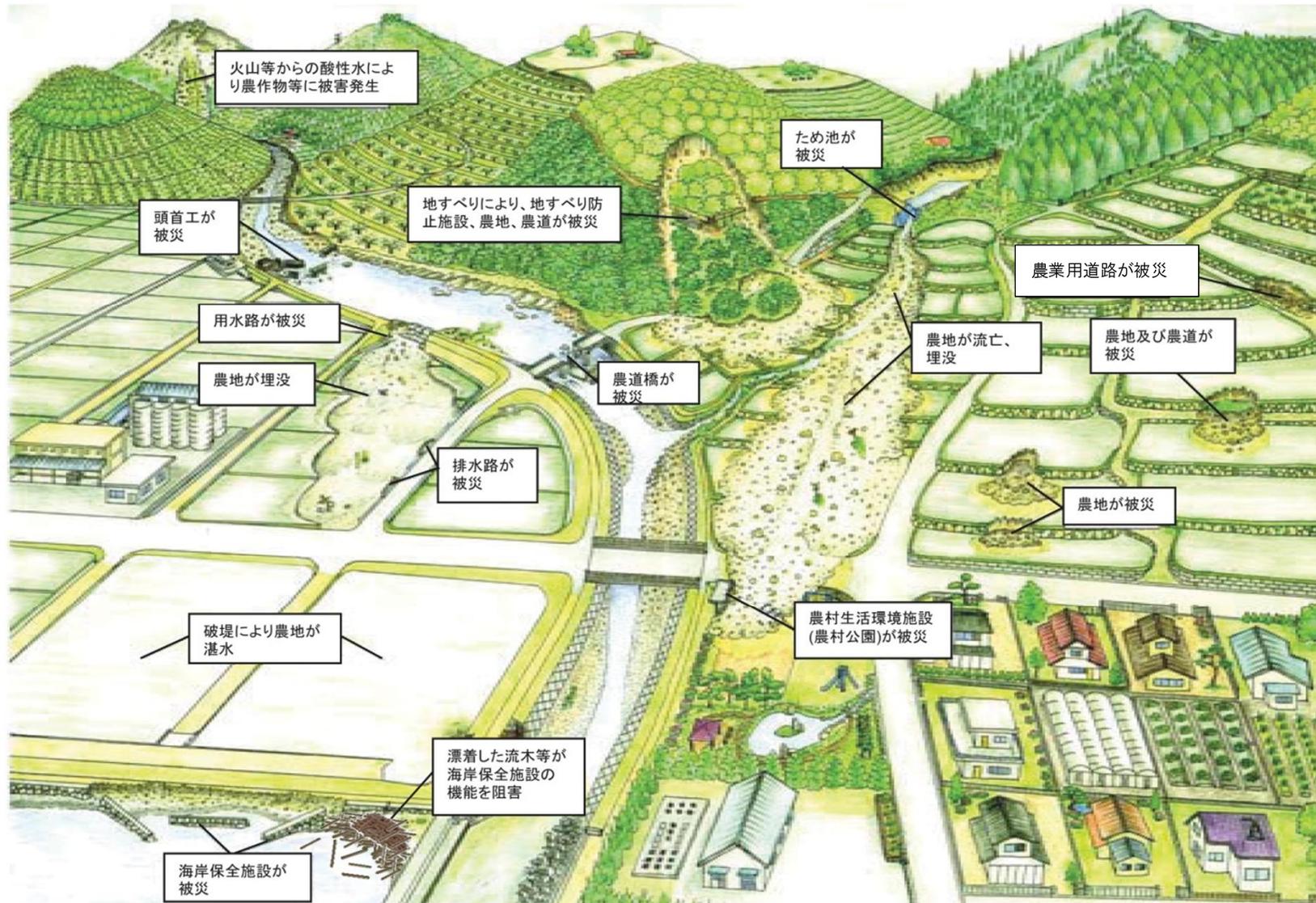
弘前市の農地・農業用施設災害復旧事業の概要

弘前市 農林部 農村整備課

弘前市の農地・農業用施設災害復旧事業の概要

- 1 目で見る災害「概要」
- 2 農地・農業用施設の「災害」とは？
- 3 農地・農業用施設災害復旧事業とは？
- 4 災害復旧の申請
- 5 被災箇所の現地調査
- 6 災害復旧にかかる経費の負担
- 7 災害復旧工事

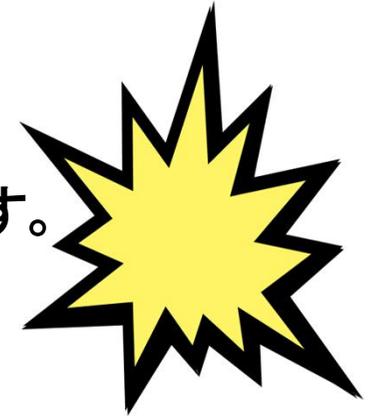
1 目で見える災害「概要」



出典: 農水省HP[農地・農業用施設の災害復旧事業とは?]
http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/pdf/fukkyu.pdf

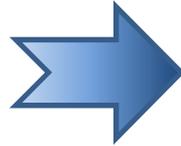
2 農地・農業用施設の「災害」とは？

◎「異常な天然現象」により「農地」や「農業用施設」が被災したものです。



「異常な天然現象」とは？

大雨などのことで、
基準が定められています。



降雨量が24時間で80mm以上
もしくは、1時間に20mm以上の大雨
となっています。

※「異常な天然現象」の対象とならない降雨などによる被害の復旧には、市の補助金や原材料支給(市が復旧資材を支給し、申請者が施工)の制度があります。

◎「農地」とは 現在、耕作のために使用されており、肥料を与えたり、害虫の駆除などの栽培管理された土地をいいます。

◎「農業用施設」とは 農地の利用又は保全上必要な施設で、用排水路、農業用道路、ため池、頭首工などをいいます。



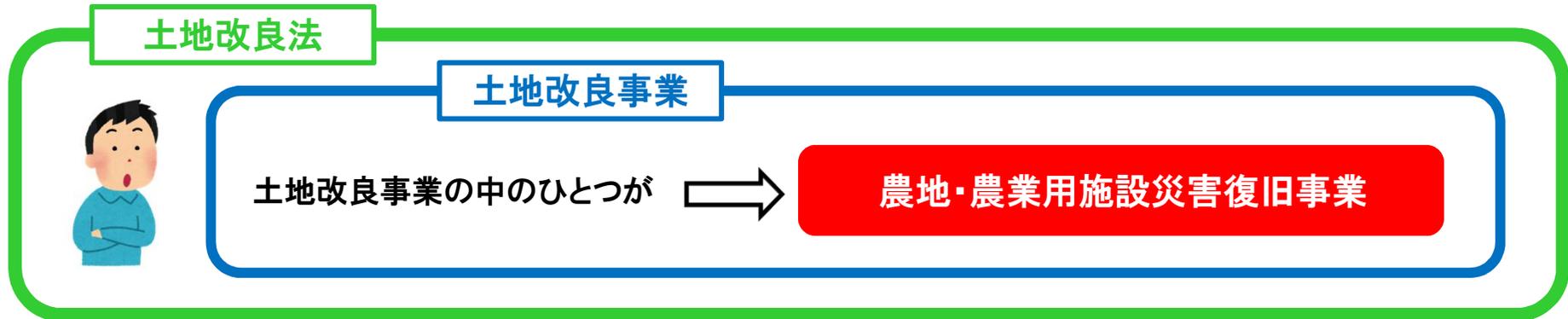
それ
以外は

「災害」の対象
となりません。

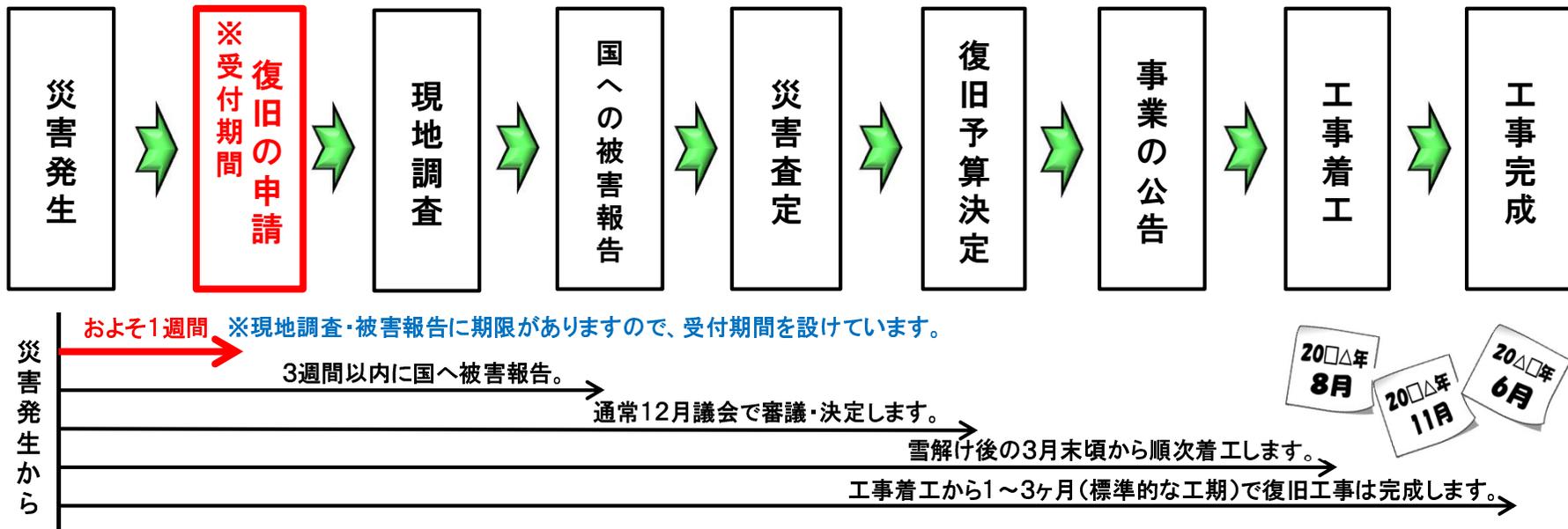


3 農地・農業用施設災害復旧事業とは？

◎農地及び農業用施設の災害復旧事業は「土地改良法」に基づく「土地改良事業」です。



◎農地・農業用施設災害復旧事業の流れ



4 災害復旧の申請

◎被災した農地や農業用施設(農道や水路など)の復旧には、申請が必要となります。

農地の所有者など



復旧の申請

市役所(農村整備課)



◎次の人たちが、復旧の申請を行うことができます。



・農地の所有者や
耕作者など

※家族も



・農道や水路を使用して、
耕作している人

※家族も



・水利組合や
土地改良区など

被災した農地の隣人や一般の通行人、町会長などは、申請することができません。



※災害復旧事業は「土地改良事業」であり、負担金が伴いますので、申請者は「農地の所有者など」負担金を納付する人に限定されています。

☆復旧の申請期間(受付期間)

※現地調査・国への被害報告などに期限がありますので、受付期間を設けています。

申請の受付期間は、災害発生から「およそ一週間」です。

大雨の降った後などには、農地や農業用施設を点検していただき、被害があった場合には**早急**にご連絡をお願いします。

お早めに



受付の窓口は

農村整備課 代表 35-1111 内線 301、550、553 直通 40-7103
岩木総合支所総務課農林係 代表 82-3111 内線 619
相馬総合支所総務課農林係 代表 84-2111 内線 805

各出張所

東目屋(86-2111)、船沢(96-2212)
高杉(95-2012)、裾野(93-2111)
新和(73-3251)、石川(92-2111)

5 被災箇所の現地調査

◎現地調査は、次の手順で行われます。



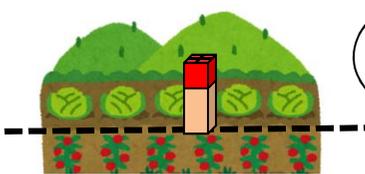
被災箇所の現地調査には、**申請者本人の立会いが必要です。**

その理由は

ご本人に



事業内容について説明します。



境界などについてお聞きします。



復旧工事について説明します。



工事の支障となるものについて説明します。

6 災害復旧にかかる経費の負担

◎農地及び農業用施設の災害復旧には、復旧にかかる経費の負担が必要となります。

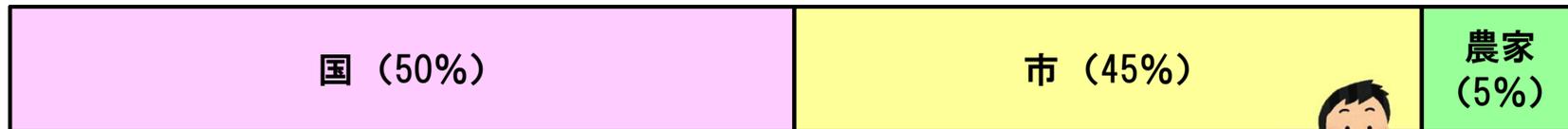
農地及び農業用施設の災害復旧事業は、「土地改良事業」として行われるため、法令により復旧にかかる経費の負担が定められています。



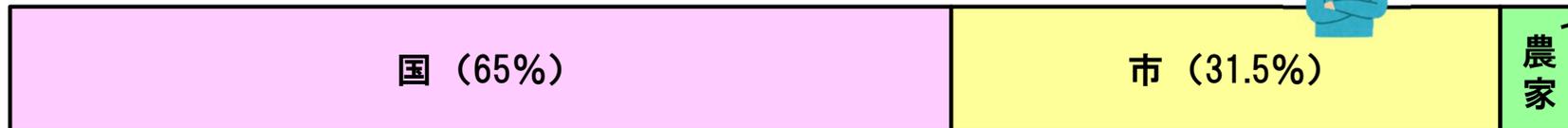
◎弘前市における農地及び農業用施設の負担割合は、次のようになっています。

【農地の場合】 田、畑、果樹園(りんご)など

(平成29年3月末現在の負担割合です。)

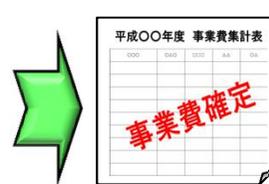


【農業用施設の場合】 農道、用排水路、ため池など



※発生した災害が「激甚災害」に指定されるなど、国の補助率の割り増しが認められると、農家の負担割合は軽減されます。

◎負担金はいつ納付するのですか？



年度の事業費が確定(1~2月)

納付書の作成(3月)



市から納付書を郵送します。

3月31日まで



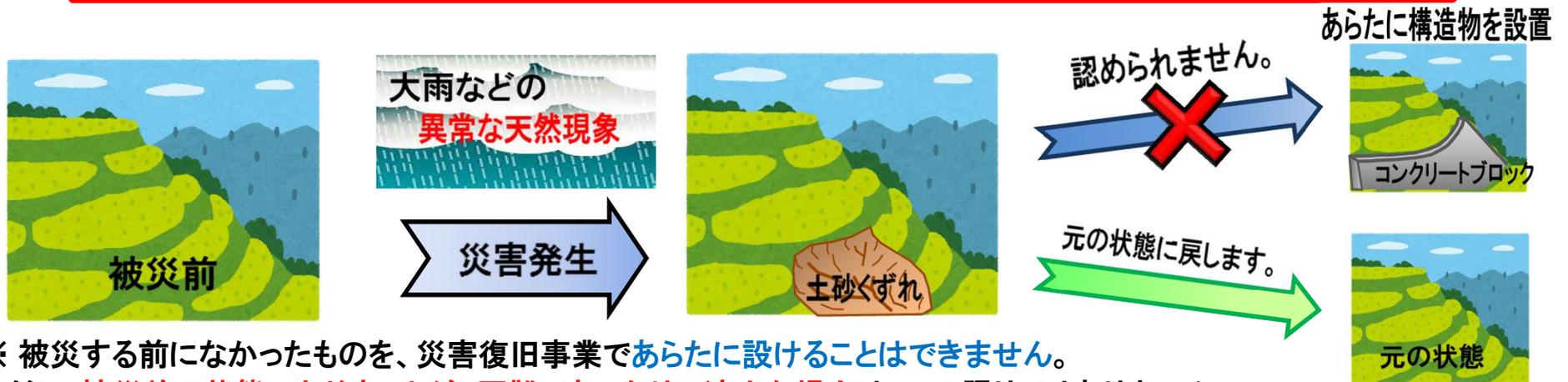
負担金の納付をお願いします。



7 災害復旧工事

◎災害復旧工事の原則

災害復旧工事は、被災前の状態にもどすことが、原則となっています。



※ 被災する前になかったものを、災害復旧事業であらたに設けることはできません。
ただし、被災前の状態にもどすことが、困難であったり不適當な場合は、この限りではありません。

◎災害復旧工事にあたってのお願い

災害復旧工事では、次のようなことが起きることがあります。



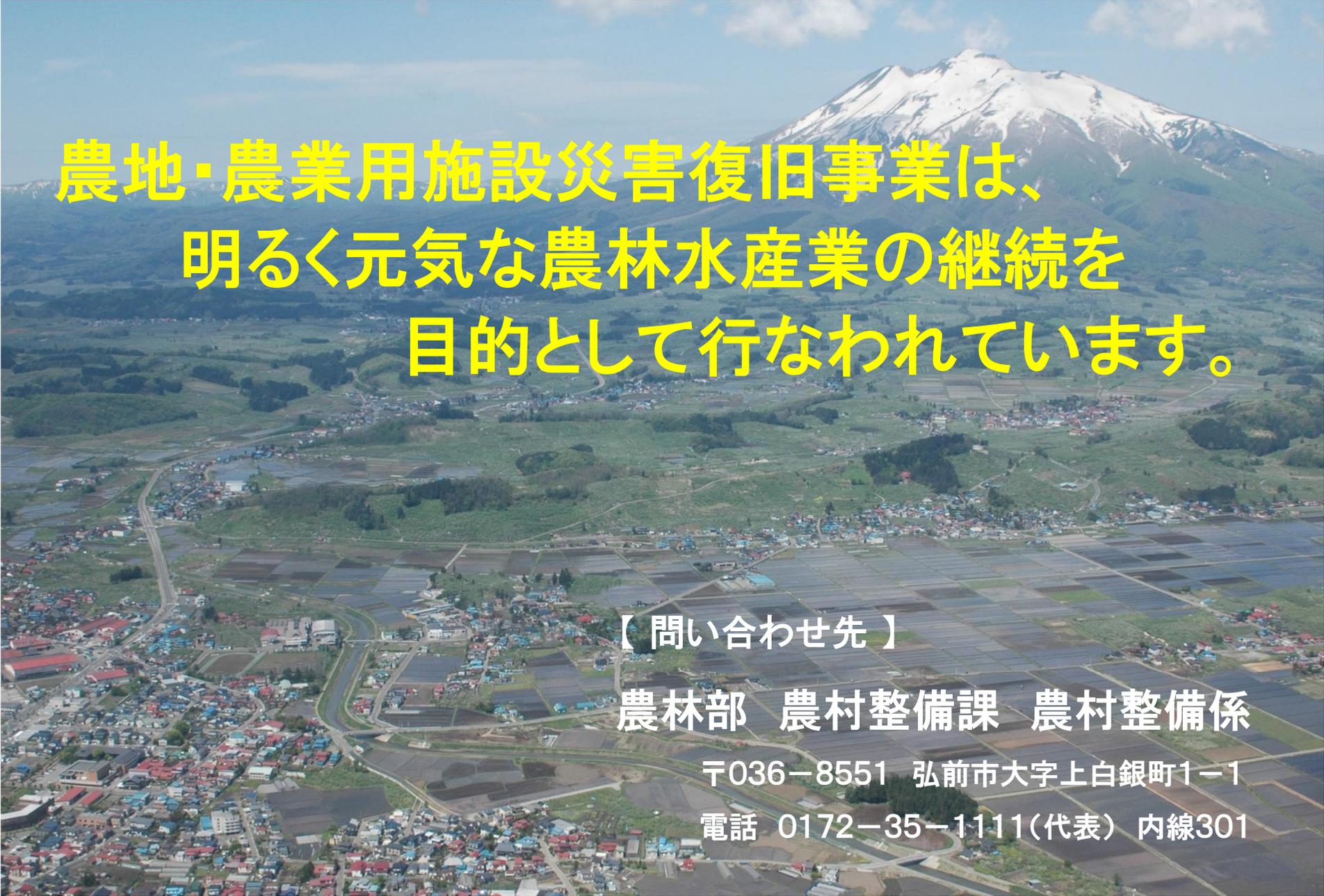
・りんごの枝や木などが支障となり、やむを得ず剪定や伐採が必要となる。



・大規模な被災などのため、復旧工事に日数を要し、どうしても工事期間と農繁期が重なってしまう。

工事は、近隣の農家の方々のお話を聞きながら進めます。災害復旧工事へのご協力をお願いします。





農地・農業用施設災害復旧事業は、
明るく元気な農林水産業の継続を
目的として行なわれています。

【 問い合わせ先 】

農林部 農村整備課 農村整備係

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

電話 0172-35-1111(代表) 内線301